

国保・後期の保険証について



ご注意ください

令和6年12月2日から、保険証は発行されなくなります。
下の①か②、いずれかの方法により医療機関等を受診いただくことになります。

①「マイナ保険証」で受診する

- ・マイナンバーカードを持ち + 保険証の利用登録をする

ステップ1 マイナンバーカードを申請

- ☐ 申請方法は選択可能
 - 1 オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
 - 2 郵便による申請
 - 3 まちなかの
証明写真機からの申請

ステップ2 マイナンバーカードを 保険証として登録

- ☐ 利用登録の方法
 - 1 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
 - 2 マイナポータルで行う
 - 3 セブン銀行ATMから行う

②「保険証・資格確認書」で受診する

- ・まずは「保険証」で受診する
現在お手元にある保険証の有効期限、令和7年7月31日まで利用できます
- ・その後「資格確認書」で受診する
マイナ保険証がない方には、保険証の有効期限が切れる前に、申請いただかなくても、資格確認書をお届けします
(住所異動や新規加入の際にはその時点で発行します)
(申請については、紛失時の再発行など必要となる場合もあります)



マイナンバーカードを使うメリット

医療費を20円節約できる

皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健診の結果を見れるようになり、治療に役立てることができます。
(マイナポータルでご自身でも見れるようになります。)
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。